

改正

平成12年12月26日規則第62号

平成17年3月31日規則第24号

平成19年3月5日規則第6号

明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和63年条例第2号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置を要しない建築物)

第2条 条例第3条ただし書に規定する非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めるものとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設の用に供する建築物とする。

(混合用途建築物)

第3条 条例第4条に規定する混合用途建築物の延べ面積を算定するに当たつて、当該建築物の機械室等の共用部分の床面積は、特定部分及び非特定部分の床面積の合計に対するそれぞれの床面積の割合で按分し、それぞれの面積に加算する。

(駐車施設の基準)

第4条 条例第7条本文に規定する「自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるもの」とは、自動車が円滑に回転しうる構造のものであつて、自動車の出入口付近は、前面道路の交通に支障を及ぼすおそれのない構造とし、当該道路を通行するものの存在を容易に確認できるものとする。

(特殊の装置等)

第5条 条例第7条ただし書に規定する市長が認めるものとは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めた装置を用いるもので、自動車の出入口付近が前条の規定に適合するものとする。

(駐車施設の附置の特例の承認申請等)

第6条 条例第8条の規定により駐車施設の附置の特例の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、駐車施設の附置の特例（設置・変更）承認申請書（様式第1号）2通を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の申請書の提出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書の提出（以下「確認申請書の提出」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画の通知」という。）をするまでに行わなければならない。ただし、確認申請書の提出又は計画の通知を必要としない場合は、駐車施設の工事着手前に行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の内容を審査の上、駐車施設の附置の特例の承認又は不承認の決定をし、その旨を駐車施設の附置の特例（設置・変更）承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 条例第9条の規定による駐車施設の附置に関する届出は、駐車施設附置（変更）届出書（様式第3号）2通を市長に提出して行わなければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出書の提出について準用する。

3 前条第3項の承認の通知を受けた駐車施設については、第1項の届出書の提出があつたものとみなす。

(工事完了届)

第8条 前条の届出をした者は、駐車施設の工事完了後速やかに駐車施設工事完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項に規定する証明書は、様式第5号のとおりとする。

(措置命令書)

第10条 条例第13条第2項に規定する措置命令書は、様式第6号のとおりとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日規則第62号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則(中略)施行の際、現に存する従前の様式による調書等については、第2条の規定による改正後の明石市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成17年3月31日規則第24号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月5日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)